

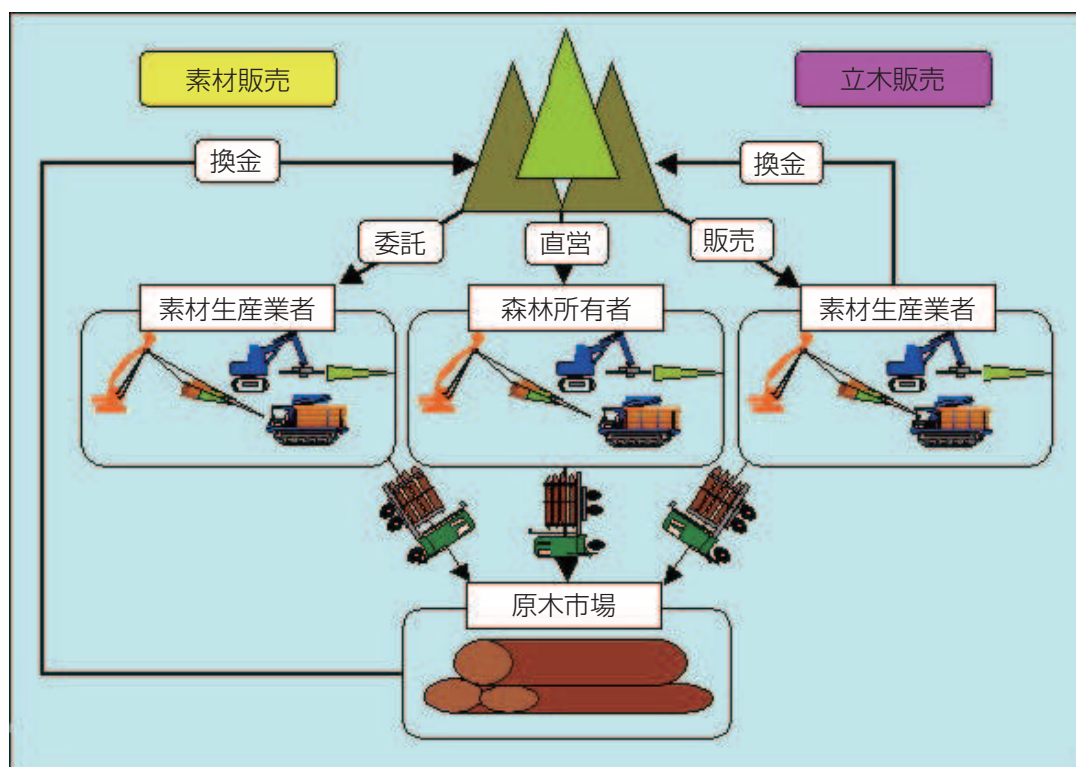
第3章 木を販売する

1 木を販売する方法

木を販売する方法には、木を土地から切り離し（伐採）素材（丸太）として販売する『素材（丸太）販売』と木を土地に成立させたまま販売する『立木販売』の2つの販売方法があります。『素材（丸太）販売』は「伐採」から「原木市場までの運搬」に至る一連の工程を、素材生産業者（民間の林業会社）等への委託もしくは森林所有者の直営で行い、原木市場で販売されることにより換金される販売方法です。販売価格は、時価で適切に評価されますが、換金までに相当の時間を要したり、木材価格の動向によっては赤字を出す場合もあります。

『立木販売』は、木を土地に成立させたまま素材生産業等に販売するため換金が早いという利点があります。

しかしながら、適正な販売価格を導き出す為には、森林所有者にも、立木の材積や形状を見極める能力が求められます。



上記の図とおり『素材販売』での生産は、森林組合等素材業者に委託する方法と森林所有者自らが行う直営（このような森林所有者を「自伐林家」といいます）の2種類があります。直営は自らの労働力を提供するため林業経営の安定化を図ることが可能ですが、生産には労働力の他に機械設備等が必要となるため多額の初期投資が必要となります。したがって生産方式をどちらにするかは、森林所有者の経営規模（森林の所有面積等）により判断することになります。いずれにしても最寄りの森林組合に相談することをおすすめします。

豆知識

●『素材販売』と『立木販売』どちらが有利！

前述したとおりどちらも一長一短がありますので、どちらが有利かを判断するのは難しいでしょう。ただ初めての場合は、森林から販売までの全ての流れを確認する意味で『素材販売』に挑戦してみてもいいでしょうか？

2 採材

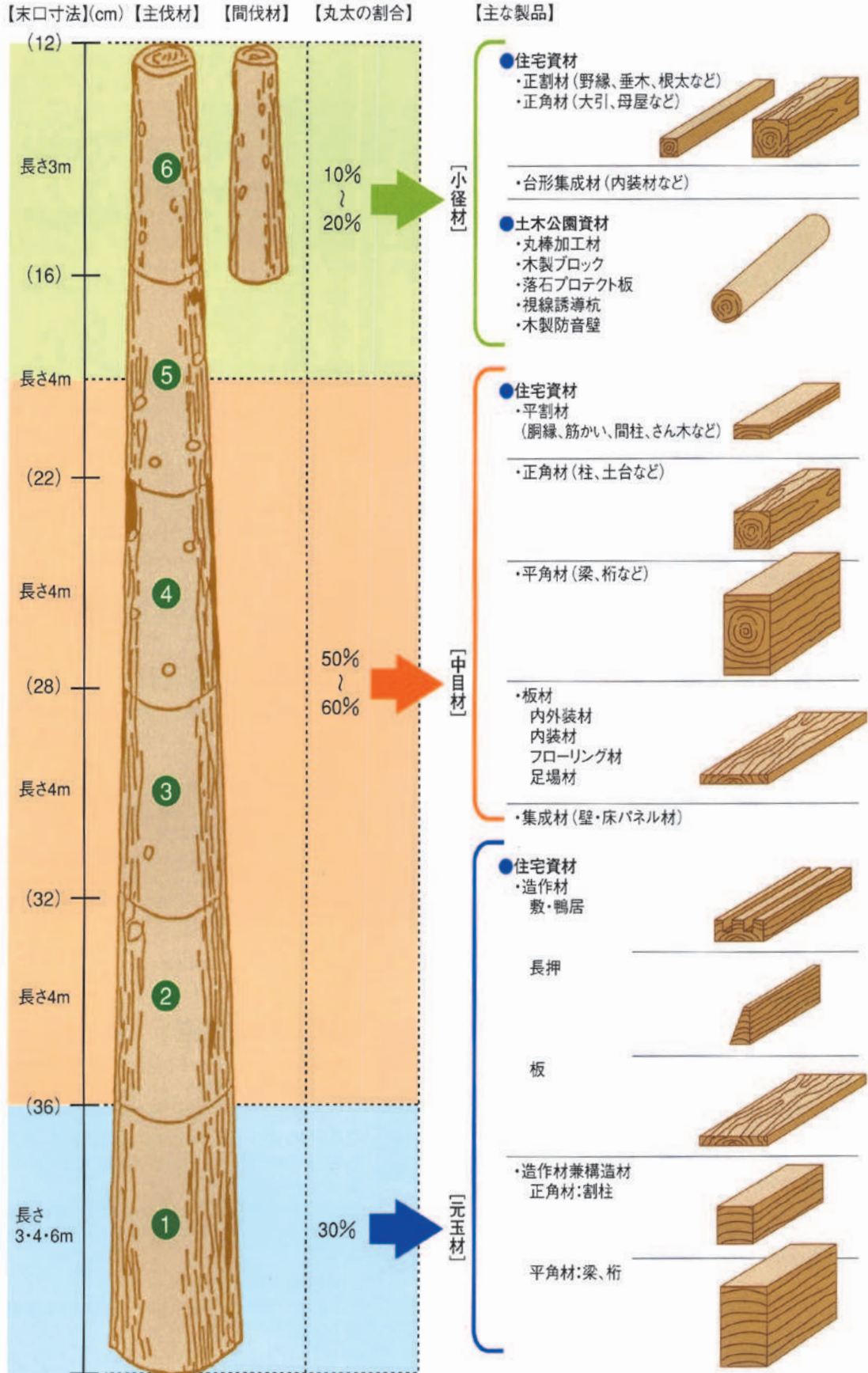
販売しようとする木材は、長さ（樹高）が通常 20 m 前後あります。原木市場で販売するためには、建築用材（柱、土台）などの用途にあわせて長さを整える必要があり、この工程を『採材』といいます。木材価格は、この『採材』の善し悪しで決まると言われています。

図で表す徳島すぎの利用形態では、

- ① 元玉材（一番玉）は、造作材（敷・鴨居、長押、板）や造作材兼構造材（正角材：割柱、平角材：梁・桁）等に製品化されます。
- ② 中目材（二番玉～）は、平割材（胴縁、筋かいなど）や、正角材（柱、土台など）、平角材（梁など）、板材（内外装材など）、集成材等に製品化されます。
- ③ 小径材は、正割材（野縁、垂木など）や、正角材（大引など）、土木公園資材（丸棒加工材など）等に製品化されます。

時代とともに木材製品の需要動向は変化することを念頭において、元玉材、中目材、小径材の原木が、どのような製品に利用されるかを把握することで、径級に応じた採材の方針が決まります。

図で表す徳島すぎの利用形態



【注】ここでは、以前の日本農林規格により次のように分類しています。**板材**(いたざい)＝厚さが7.5cm未満で幅が厚さの4倍以上のもの、**正割材**(しょうわりざい)＝厚さおよび幅が7.5cm未満で横断面が正方形のもの、**平割材**(ひらわりざい)＝厚さが7.5cm未満で幅が厚さの4倍未満で横断面が長方形のもの、**正角材**(しょうかくざい)＝厚さおよび幅が7.5cm以上のもので横断面が正方形のもの、**平角材**(ひらかくざい)＝厚さおよび幅が7.5cm以上のもので横断面が長方形のもの。

コラム

● 採材技術を上達させるには！

まずは、原木市場に通って、丸太の価格や売れ筋を把握することをおすすめします。同じ一本の木でも、どのような長さに切り分けて採材するかで売上げが変わってきます。長さのほかに、木の曲がりやキズの部分をどのように採材するかも大きなポイントとなります。篤林家（林業で生計を立てている人）といわれる方は、自分の丸太が出ていない時でも、市場に通い常に研究を怠らないそうです。また、「製品ではなく、商品をつくっている」という考え方を持つことが大切です。つまり木材を供給側の視点でつくるのではなく、需用者のニーズに合ったものを提供するという考え方です。

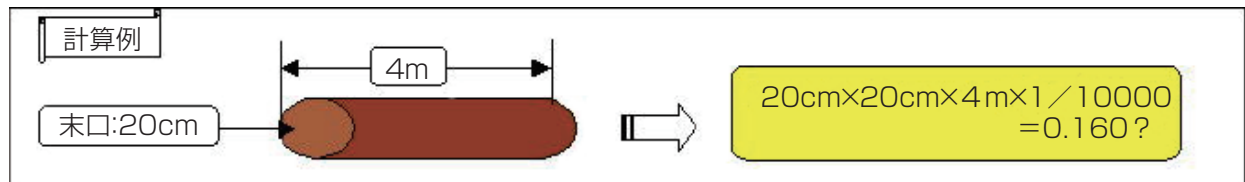
3 原木（素材：丸太）の材積の求め方

採材により長さを整えられた材を原木といいます。

原木の材積の求め方は、JAS（日本農林規格）で定められた『末口二乗法』で求められます。末口とは、原木の両端の木口のうち直径の小さい方をいいます。（大きい方は元口）末口径は、皮の厚さを除いた木質部で、2cm 括約で測定します。例えば、9.0～11.0cm を 10cm、11.0～13.0cm を 12cm としています。

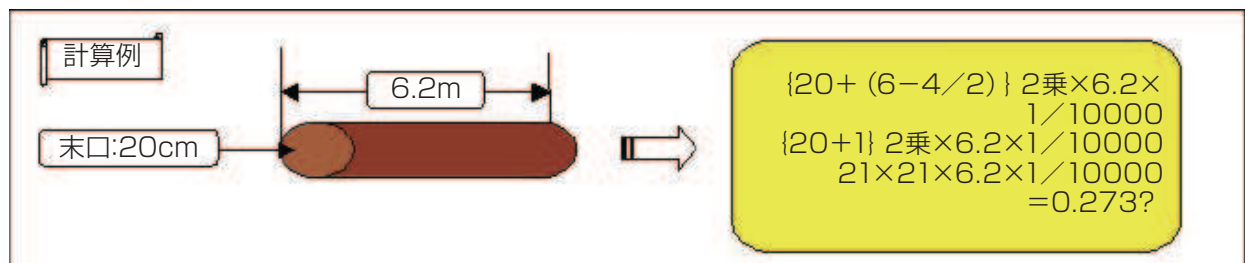
計算式は、次のとおりです。

$$\text{末口 [cm]} \times \text{末口 [cm]} \times \text{長さ [m]} \times 1 / 10000 = \text{原木の材積}$$



※なお、長さ 6 m 以上の原木の計算式は次のとおりです。

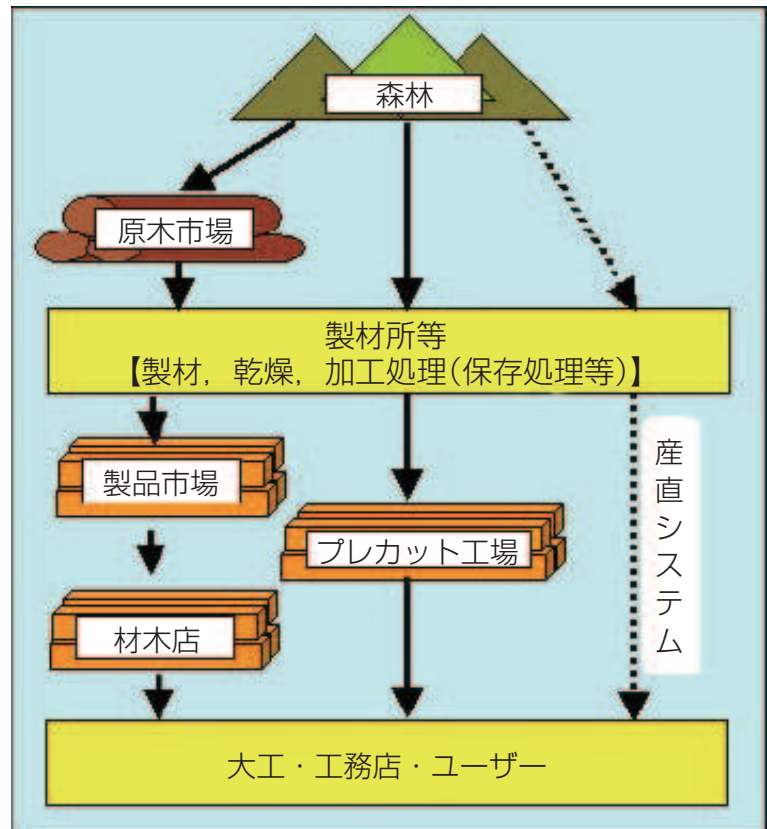
$$\{ \text{末口 [cm]} + (\text{長さで m に満たない端数を切り捨てたもの [m]} - 4 / 2) \} \times 2 \times \text{長さ [m]} \times 1 / 10000$$



4 木材の流通

一般的に木材は、図のような流通をしています。

森林から生産された原木（丸太）は、原木市場へ出荷され、競りによって価格が決められて製材工場へと運ばれます。製材工場では、原木（丸太）から製材品に加工され、製品市場へ出荷されたり、プレカット工場へ直送されていきます。製品市場では、再び競りによって価格が決められ材木店へと運ばれ、材木店から大工・工務店へと流通していきます。



5 県内の原木市場

県下には、次のとおり森林組合、協同組合、株式会社により運営されている原木市場があります。なお、原木市場で行われる市売り日は、それぞれの市場で違いますので問い合わせください。

名 称	所在地	電話番号	備 考
(株)ゲンボク	〒773-0007 小松島市金磯町3-65	0885-32-2270	
徳島県木材センター 協同組合	〒770-8001 徳島市津田海岸町4-31	088-622-5215	
美馬郡木材協同組合	〒777-0222 美馬市穴吹町三島字舞中島1501-3	0883-52-4430	
三好木材センター 事業協同組合	〒771-2302 三好市三野町大字加茂野宮字中島 156-1	0883-77-4311	
徳島中央森林組合 神山共販所	〒771-3310 名西郡神山町神領字西上角33	088-676-0034	
徳島中央森林組合 上勝共販所	〒771-4503 勝浦郡上勝町大字生実字下野16-1	0885-46-0007	
木頭森林組合共販所 (相生木材センター)	〒771-5408 那賀郡那賀町吉野字弥ハカへ55-1	0884-62-0097	
木頭森林組合 横石木材センター	〒771-5411 那賀郡那賀町横石字上田20	0884-62-3558	



原木市場の市売り状況



原木の販売状況

第4章 補助事業を活用する

1 補助事業・補助金のしくみ

補助事業とは、国や地方公共団体が税金などの財源を元に、条件の合った団体や個人等へ助成（経費の負担）を行って進める事業のことです。このような行政の負担分を補助金と呼んでいます。

造林公共補助事業は、森林所有者がご自身で植林、下刈、除伐、間伐等の施業や簡易作業道を開設した場合、あるいは森林組合等にその施業等を委託した場合に、一定の条件を満たせば、要した経費の一部を補助する制度です。

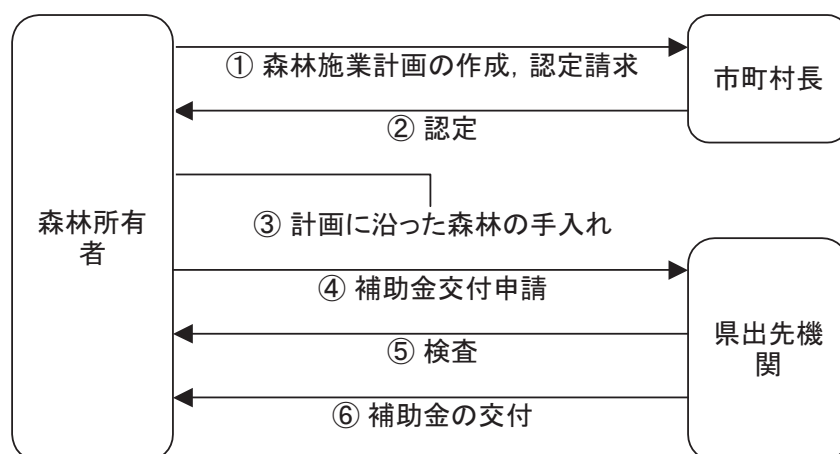
2 補助金を活用するには

補助を受けるには、次のような要件を満たす必要があります。

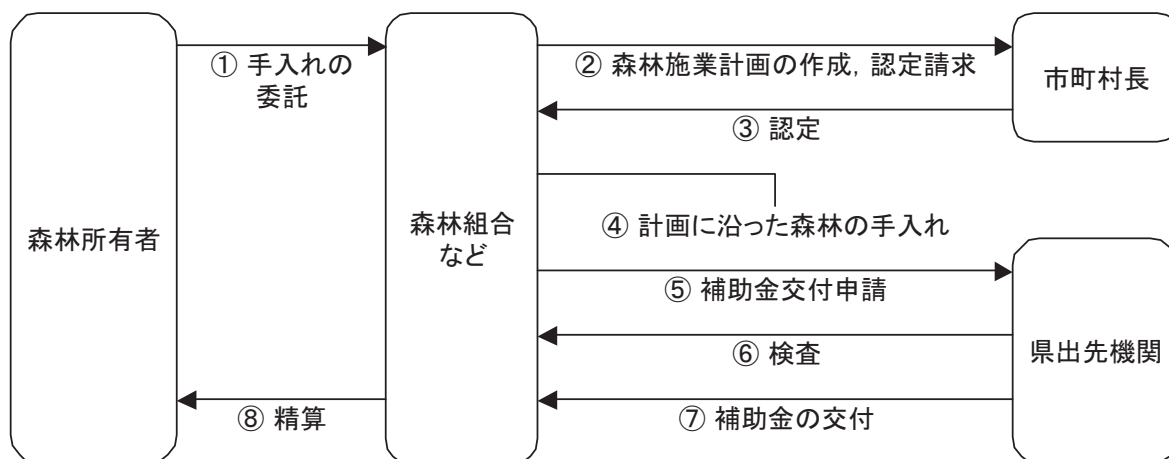
- ① 県が作成する地域森林計画に位置づけられている森林での作業が補助対象となります。このため、農地や住宅地、ゴルフ場など開発された森林で実施する作業は対象となりません。
- ② 1つの実施区域で0.1ha以上の面積が必要です。
- ③ 手入れの内容ごとに、補助の対象となる林齢（植栽してからの森林の年齢）が決められています。
- ④ 補助の申請は、手入れ終了後となり、県の検査を受けた後、補助が受けられます。申請は個人の方でも可能ですが、手入れを行った場所の面積を確定するための測量や書類の作成が必要となることから、一般的には森林組合などへお願いしてもらうこととなります。
- ⑤ 皆さん自らが手入れを行った上で申請をしようとする場合は、事前に「森林施業計画」を作成し、市町村長の認定を受けていただく必要があります。

[補助を手続きの流れ]

- ① 森林所有者自ら手入れを行い補助金を申請する場合



② 森林組合などに作業を委託する場合



この場合は、森林の手入れから補助金の申請まで、森林組合などが一元的に行ってくれます。

なお、補助対象となる主な施業等は次のとおりですが、詳しい要件等については、事前に最寄りの森林組合、市町村または県出先機関（林務担当）に確認する必要があります。

作 業 種	補 助 対 象	
造 林		スギ・ヒノキ等の人工林伐採跡地に植栽，1,000本/ha以上の植栽密度が必要，主に2～3月頃植栽
下 刈 り		1～5年生までの人工林での下刈り，6～9月の間に実施
切り捨て間伐		11～60年生の人工林での切り捨て間伐，本数伐採率は概ね30%
枝 打 ち		11～30年生のヒノキ人工林が対象，高さ2m～4mまで
搬出間伐		26年生～90年生の人工林で実施する搬出間伐，本数伐採率20～30%（一部高齢級は～50%）
作業道開設		造林・保育施業・搬出間伐などのために利用する，幅員2m程度の簡易な作業道の開設

3 森林整備地域活動支援交付金事業

補助金とは別に、森林づくりのための条件整備を支援する交付金制度です。平成 14 年度からスタートした制度で、市町村が窓口となっています。

- 対象となる作業

森林の現況調査、施業実施区域の明確化作業、歩道の整備など

- 対象となる森林

森林施業計画の認定を受けた森林です。認定を受けるには 30ha 以上のまとまった森林が必要ですが、合計 30ha を越えるように森林所有者が共同策定してもかまいません。

- 対象となる人

森林施業計画を作成した人です。森林施業計画を共同で作成している場合には、計画に参画していれば対象となります。

詳しい事業のご相談は、森林の所有する市町村を管轄している県の出先機関または森林組合にご相談ください。(詳しくは、関係機関問い合わせ一覧表を参照)

4 融資制度

日本政策金融公庫（J F C）農林水産事業（旧農林漁業金融公庫）が融資を行う資金です。農林漁業金融公庫は政府関係機関のため、民間の金融機関に比べ、長期かつ低利の固定金利で融資を受けられます。事業計画に応じてさまざまな種類の資金があり、比較的融資額が大きく、償還期間（据置措置）も長くなっています。

林業関係では、林地取得や造林・保育、林道整備、機械・設備の整備など、幅広い事業計画に合わせて 20 に近い資金があり、それぞれ年利 1 ～ 2% 台の低利かつ 20 ～ 30 年の長期にわたって借りられる資金が多いのが特徴です。また、借入限度額は資金によって異なりますので、下記の融資窓口まで相談してください。

□ 日本政策金融公庫・徳島支店

徳島市中洲町 1 丁目 5 8 (TEL 088-656-6880)

トピックス

● 間伐材の搬出と利用

健全な森林の育成に欠かせない作業が「間伐」です。

これまでは、その大半が林内に伐り捨てられていましたが、県では、平成17年度から高性能林業機械と作業路網を活用して効率的な間伐材の生産を行う「林業飛躍プロジェクト（平成18年度までの2年間は「林業再生プロジェクト）」を進めており、取り組んでいる森林組合などによって搬出される間伐材が増えています。

搬出された間伐材は、建築用材として利用されるとともに、質の低い材は県内の高性能林業機械と作業路網を活用して効率的な間伐材の生産を行い、合板やMDF（木質ボード）として有効活用が図られています。



第5章 安全作業と資格

1 安全対策の必要性

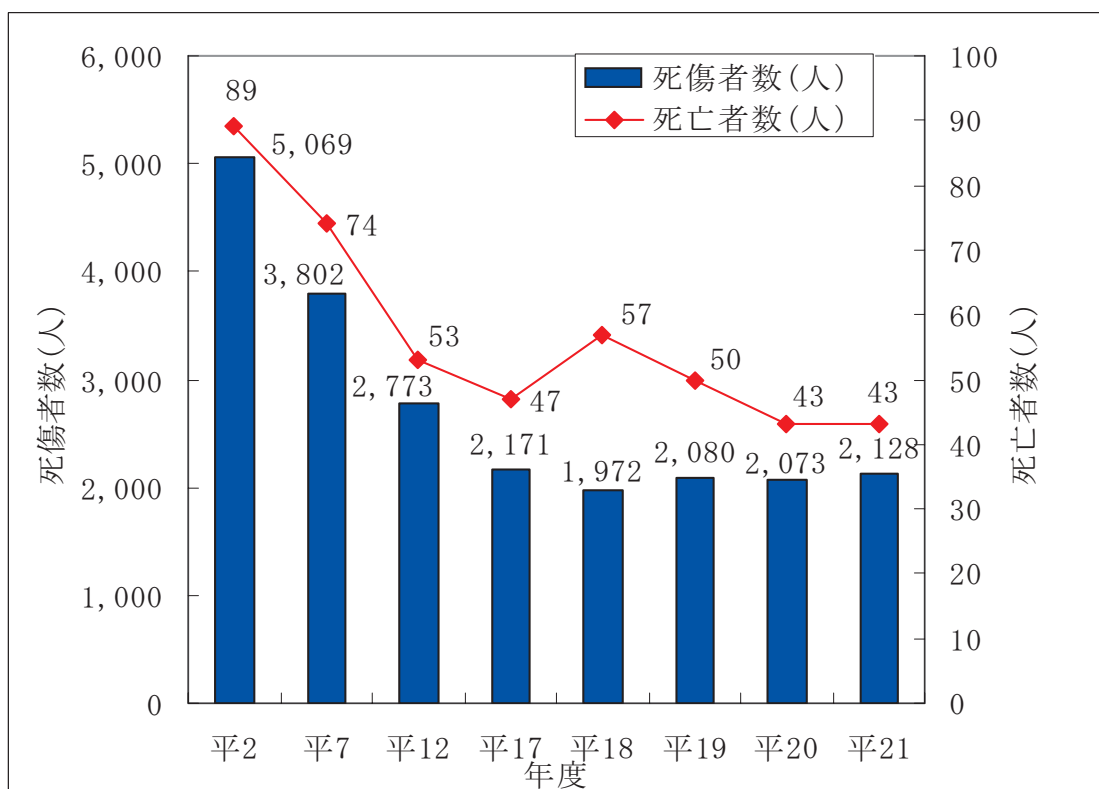
近年の全国における林業労働災害の現状を見ると、林業労働者が減少していることもあって、死傷災害は減る傾向にあります。ここ5カ年は、50人くらいの方が、林業の作業中に命を落としているという現実があります。(図一1)

では、死亡災害の中で、最も多い作業は何でしょうか。図一2は、平成18年度～20年度までの死亡災害総計における作業別内訳です。伐木作業が62%と最も多く、造材作業の4%と合わせて伐木・造材作業が66%を占めています。この伐木作業の内、かかり木処理作業中の事故が19%を占めています。そして、次に多いのが架線集材作業で11%などとなっています。

特に、チェーンソーを使った最も伐木・造材作業の事故、その中でも「かかり木処理作業」の事故が多いということを十分理解してください。これら作業を行う場合でも、「危険な作業をしている」という認識を持つことが安全作業の第一歩と言えます。

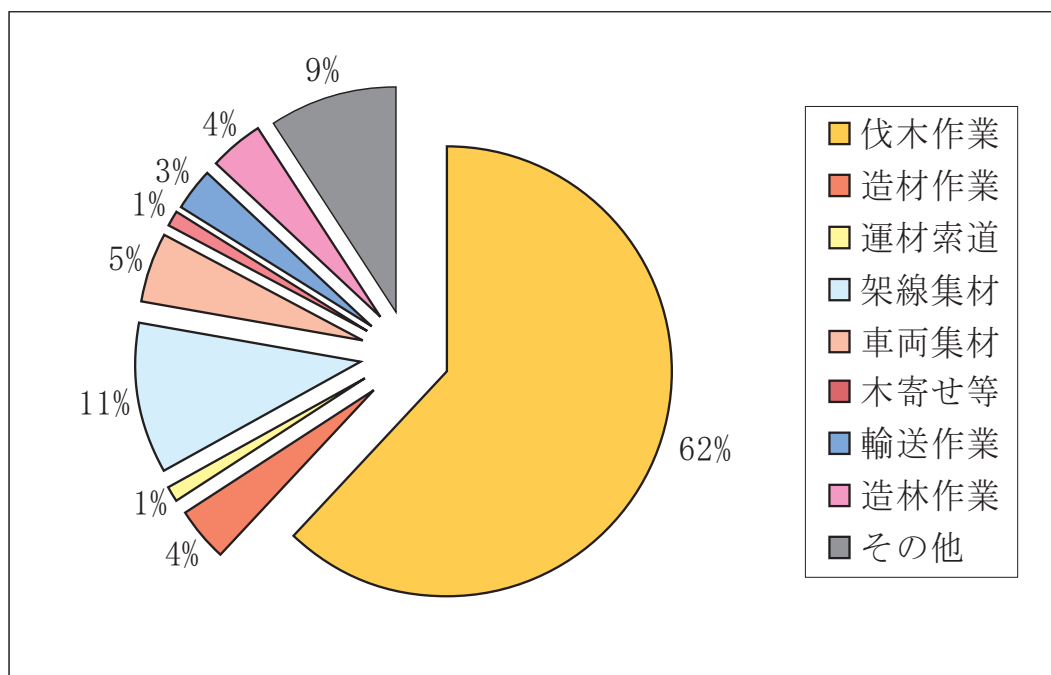
詳しい林業災害対策に関する情報は、林業・木材製造業労働災害防止協会のHP (<http://www.rinsaibou.or.jp/>) でもご覧いただけます。

■ 林業の労働災害件数



資料：林業・木材製造業労働災害防止協会

■ 作業別死亡災害の内訳（平成18～20年度総計）



資料：林業・木材製造業労働災害防止協会

2 山仕事の環境

本県の人工林は傾斜地につくられている場合が多く、急傾斜地で作業をしたり、移動する機会が多くなります。傾斜であることに加え、足元に枝や石、植物や切り株などがあるので、仲間の安全も考慮し歩き方などに気をつける必要があります。

次に、野外の作業ですから、雨や雪、風、暑さや寒さなど、天候の状況によって作業の方法が変わってきます。天気予報や注意報などに気をつけて、台風、集中豪雨など危険が予想される場合は、作業を中止します。また、急に雷が発生したら、機械や道具は体から離して、凹地などに避難するのが良いでしょう。避難場所は、近くに車があれば車の中でもよいですが、高い木の下は危険です。

夏から秋の作業では、ハチの危険にさらされます。スズメバチやマムシなどの被害は命に関わります。また、ウルシ類など、触るとかぶれる植物や、とげのある植物にも注意しましょう。

夏場の仕事で注意することとして、「熱中症」があります。下刈りなどの作業は、木陰のない炎天下で行われるので、体温調節の傷害を起こして、高熱を出して倒れてしまいます。他にも、蒸し暑い環境下で起こる「熱疲労」という症状があります。これは、汗の発散がうまくいかず、熱がこもって気分が悪くなる循環器障害です。熱中症とは応急措置の仕方が違うので、暑さで気分が悪くなったらなんでも「熱中症」と決めつけず、症状を良く見極めましょう。「熱中症」や「熱疲労」を起こしやすい条件として、体調不良、疲労、睡眠不足、空腹、貧血、水分摂取の不足、アルコール類の摂取などがあげられます。体調管理やこまめの休憩、水分補給に気をつけ、調子が悪いときは、決して無理をしてはいけません。

このような環境の中で行われる山仕事では、作業効率よりも、まず自分や仲間の安全を、を、常に最優先で行動しなければなりません。

3 山仕事の服装と保護具

服装は安全の第一歩です。服装がきちんとしていないと危険だけでなく、作業に集中できなくなるので、ベストな装備を心がけましょう。

ア 作業衣

作業衣は、長そでのシャツ、長ズボンを着用します。シャツやズボンのすそを外に出しておくと、障害物に引っかかったりして危険です。シャツはズボンの中に入れて、ベルトをしめるようにします。

冬の服装は長そでシャツの上に、防寒ヤッケなどを着て、シャツの下に長そでの下着と、ズボン下、手袋・靴下も二重にするなど、防寒を心がけます。

イ 靴

靴は、足に合ったもので、滑りにくい、丈夫なものを着用します。最初は、トレッキング用、ウォーキング用でかまいませんが、山仕事に慣れてきた人には、昔からプロが使っている地下足袋をお勧めします。滑り止めのスパイクがついた山林用があり、足回りの安全のためには、すね当てをつけるとよいでしょう。

ウ ヘルメット

山仕事では、ヘルメットを着用するようにします。頭の大きさに合わせてサイズを調整し、あごひもをしっかり結んで、作業中にずりおちないようにします。伐倒などの作業中に、仲間に危険を知らせるために「笛」も携帯しましょう。



エ 手袋など

手袋は、革製のものが滑りにくく、トゲや刃物の怪我から身を守ることができるので、最適です。軍手であれば、ゴムの滑り止めがついたものを用意します。

仲間への合図や注意、呼びかけ連絡に使うホイッスルは首からかけさげておきますが、たらさずポケットに入れます。

オ その他

プロが使うものとしては、チェーンソーや刈り払い機を使うときの防振手袋や耳栓、小枝やごみなどから目を守る防護メガネ、ハチ刺されを防ぐ防蜂網などがあります。

ハチの被害防止のため、服やヘルメットなどの色は、黒いものは避けます。また、女性の方は、香水や整髪料などの化粧品の匂いも、ハチを刺激する原因になるので気をつけましょう。

カ リュック

荷物の持ち運びには、両手を使えるリュックサックがよいでしょう。ナタやノコギリの持ち運びは、サヤに入れ、ひもやベルトを利用して腰に下げます。

キ 雨具

雨具は、通気性があり、雨水を通さない素材でできたものが最適です。雨や汗でのべとつきを防ぐ物もあるので、快適、安全を念頭に選んでみてはいかがでしょうか。

ク 携帯電話

一般に普及している携帯電話ですが、山での事故の場合、いち早く助けを呼ぶ大切な道具となります。携帯電話によって通信できる受信範囲は違いますが、何らかの事故に遭遇した時は、いち早く通信できる場所へ移動して、「119」番へ連絡してください。

豆知識

● 林業の作業現場における安全衛生体制整備は？

林業の作業現場は、人里離れた山林であることが多く、交通や通信が不便で救急機関への連絡に時間がかかったり、救急車の到着に時間を要するなど劣悪な環境におかれています。また、林業作業は、日々、労働条件が変化し、足場の悪いところでの危険な作業が多く、労働災害の危険にさらされています。

森林組合などの林業事業体では、労働災害を減らすため安全な作業推進の取り組みを強化するとともに、万一、労働災害が発生しても、死亡等重大事故にいたらないように、応急措置訓練や救急救護体制を整備されています。

もしもに備えて、緊急連絡体制を円滑に機能させるためには、作業に取り掛かる前から、作業現場、林業事業体の事務所を経て、緊急機関への連絡体制、救護・移送までの各段階で留意すべき事項を想定して、事前に周到な組織的な準備が必要です。

そこで、本格的な林業作業を行われたい方は、森林組合などの林業事業体に従事されることをお勧めします。

なお、詳しい安全衛生体制については、林業・木材製造業労働災害防止協会徳島県支部から発行されている「林業の作業現場における安全衛生体制の整備マニュアル」を参考にしてください。

● 被災現場から消防機関等への通報方法

通報者は、消防機関等へ被災者の容体などを要領よく伝えなければなりません。

(通報例)





- ① 通報者の氏名
- ② 救急車や防災ヘリコプターの出動依頼
- ③ 通報中の電話番号
- ④ 被災現場の位置
- ⑤ 被災時刻
- ⑥ 被災者の容体等
- ⑦ 応援の要請など

4 林業技術研修

本県でも、労働安全衛生法に基づく技能講習や安全特別教育などを実施していますので、林業技術を習得するための研修制度として紹介いたします。

なお、林業労働災害を防止するためにも、従事する林業現場に応じて、必ずこれら講習や特別教育を受講して資格などを取得した後に、作業を実施してください。

研 修 名	受講資格	作業内容	研修実施機関
伐木等特別教育 	経験不要	チェーンソーを用いて行う伐木・かかり木処理・造材・および手鋸による大径木の処理等の業務	徳島県林業・木材製造業労働災害防止協会 (TEL088-625-2575)
刈払機作業安全衛生教育 	経験不要	刈払機を用いて行う下草刈りおよび雑木除伐の業務	
林内作業車集材作業安全教育 	18歳以上で徳島県在住の林業従事者。経験不要	丸太を運搬する林内作業車の運転や集材業務	森林林業研究所 (TEL088-632-4237)
機械集材装置運転特別教育 	18歳以上で徳島県在住の林業従事者。経験不要。	機械集材装置（集材機）の運転業務	
車両系建設機械運転技能講習 	〃	重量が3t以上の建設機械（ブルドーザー・パワーショベルなど）の不特定な場所での運転業務（道路上を走行させる運転を除く）	
フォークリフト運転技能講習 	〃	積荷の最大重量が1t以上のフォークリフトの運転業務（道路上を走行させる運転を除く）	

研 修 名	受講資格	作業内容	研修実施機関
玉掛け技能講習 	18歳以上で徳島県在住の林業従事者。経験不要。	制限荷重1t以上の揚荷装置または吊り上げ荷重が1t以上のクレーンもしくはデリックの玉掛けの業務	森林林業研究所 (TEL088-632-4237)
小型移動式クレーン運転技能講習 	〃	吊り上げ荷重が1t以上5t未満の移動式クレーンの運転業務（道路上を走行させる運転を除く）	
はい作業主任者技能講習 	18歳以上で徳島県在住の林業従事者。業務経験3年以上の者。	高さ2m以上の「はい」の「はい付け」または「はいくずし」作業の現場で配置する「はい作業主任者」の養成する技能講習で、業務経験3年以上の方が対象です。	
林業架線作業主任者講習 	18歳以上で徳島県在住の林業従事者。林業架線作業の業務経験が2年以上の者。	林業架線作業現場（原動機の定格出力が7.5Kw(10馬力)を越えるもの、支間の斜距離合計が350m以上、最大使用荷重が200Kg以上のいずれかに該当する機械集材装置もしくは運材索道）で配置する「林業架線作業主任者」を養成する講習で、林業架線の業務経験2年以上の林業従事者が対象です。	

- 伐木等特別教育及び刈払機作業安全衛生教育受講申込みは、徳島県林業・木材製造業災害防止協会に、住所・氏名・生年月日等を連絡する。（TEL088-625-2575）
- 森林林業研究所で実施する研修申込みは、年度当初に様式集60P「森林林業技術研修受講希望調書」による。（TEL088-632-4237）

今回は、「安全作業と資格」として、林業技術を習得するための基礎を紹介しました。

林業は、人の寿命より長い、世代を超えて取り組まれる事業です。しかも、地形、気候、土壌、木の品種、施業の履歴などによって異なる条件を持ち「1本たりとも同じ木はない」と言われ、マニュアルが通用しにくい世界です。林業者いわく、「山仕事は5年経験して初めて一人前」と言われるほど、経験がものをいいます。

初めて林業に従事される方は、研修で基礎技術を身につけるとともに、各現場で卓越した技術を持つ先輩や師匠から応用技術を学んでください。

また、各地域では、林業に関する様々な講座、研修会など実践的な活動が行われている場合もありますので、森林林業研究所高度専門技術支援担当、もしくは、森林が所在する市町村を管轄する県出先機関（林務担当）に問い合わせください。

第6章 あなたの森林管理を支援する団体

1 林業普及指導員

林業普及指導員は、徳島県の公務員です。徳島県の「林業普及指導員」は、森林林業研究所や出先機関（林務担当）に配置されています。

森林所有者や林業に携わる人、山村に暮らす人々を支えるために、林業技術や知識の普及、森林施業に関する指導、林業後継者のスキルアップの機会提供などを行っています。

詳しくは、関係機関問い合わせ一覧表（徳島県一覧表）を参照してください。



林業技術を指導する普及指導員



森林施業を指導する普及指導員

2 市町村林務担当

市町村には、市町村森林整備計画をたてる義務があると同時に、交付金制度など森林所有者との直接契約を結ぶ制度がいくつかあるため、森林所有者の方々と密接な関係があります。また、林業の盛んな地域などでは市町村単独事業として、各種補助金を用意しているところもあります。

詳しくは、関係機関問い合わせ一覧表（市町村一覧表）を参照してください。

3 森林組合

森林組合は、地域の山林を所有している人（森林所有者）が出資して設立した協同組合です。森林所有者が組合員です。森林組合は、森林所有者が一人ではできない仕事を受託し実行する森林管理のプロ集団です。

「所有林の場所を確認したい」「森林経営について相談したい」「どんな補助事業があるのか知りたい」など、あまり林業経験がない森林所有者にとっては分からないことがたくさんあるでしょう。そんな山主の林業経営や技術相談に乗ってくれる、所有者にとって身近で頼りになる存在といえるでしょう。

詳しくは、関係機関問い合わせ一覧表（森林組合一覧表）を参照してください。

4 その他団体など

ア 徳島県林業改良普及協会

林業改良普及協会では、山林所有者向けの月刊誌や、森林・林業に関するさまざまな書籍を発行・販売されています。これからの森林管理に役立つ情報も多いと思われます。出

版案内のパフレットもありますので、問い合わせてみてはいかがでしょうか。

また、同協会内には、定年退職などを機に、故郷へ戻る方、所有山林の経営・管理を始めたい方などを対象にした林業経営相談窓口も開設されています。

- (社) 徳島県林業改良普及協会
徳島市かちどき橋 1 丁目 41 林業センター内
TEL 088-652-5406 , FAX 088-652-5416



間伐講習会



所有者の間伐体験

イ 林業研究グループ

林業研究グループは、地域内の林業にかかわりのある仲間組織されている学習集団です。農林業の後継者だけでなく、森林や木工などに興味を抱く地域住民が加入しているグループなど、林業者はもちろんさまざまな人たちが活躍しています。そんな人々（団体）の中にあなたの求めている情報をもっている人がいるかもしれません。

県下には約60の林業研究グループがあり、徳島県林業研究グループ連絡協議会では、県下の様々なグループの情報提供等を行っています。

- 徳島県林業研究グループ連絡協議会
徳島市かちどき橋 1 丁目 41 林業センター内
TEL 088-652-5406 , FAX 088-652-5416

ウ 指導林家

本格的に林業経営や技術を学びたい方には、各地域で長年、山を舞台に仕事をしてこられた師匠がいらっしゃいます。例えば指導林家という県が認定した林業に対して深い造詣をもった地域の指導的存在である林業家があります。彼らの長い経験によって培われた体験からアドバイスを受けるのもいいでしょう。詳しくは、最寄りの県出先機関（林務担当）などに問い合わせ下さい。

関係機関問い合わせ一覧表

法務局一覧表

名 称	担当部署	所在地	電話番号	ファクス番号	管轄
徳島地方法務局		〒770-8512 徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎	088-622-4171		徳島市, 小松島市, 勝浦郡勝浦町, 上勝町, 名東郡佐那河内村, 名西郡 石井町, 神山町
徳島地方法務局 鳴門支局		〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字東浜 31番地36	088-685-6220		鳴門市, 板野郡松茂町, 北島町, 藍 住町, 板野町, 上坂町
徳島地方法務局 阿南支局		〒774-0013 阿南市日開野町谷田 497-2	0884-22-0410		阿南市, 那賀郡那賀町, 海部郡美波 町, 牟岐町, 海陽町
徳島地方法務局 美馬支局		〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字 八幡神社下南125-1	0883-52-1164		美馬市, 三好市, 美馬郡つるぎ町, 三好郡東みよし町
徳島地方法務局 吉野川支局		〒779-3301 吉野川市川島町川島474 番地 川島法務総合庁舎	0883-25-2400		吉野川市, 阿波市

徳島県一覧表

名 称	担当部署	所在地	電話番号	ファクス番号	管轄
森林林業研究所	高度専門技術支援 担当	〒770-0045 徳島市南庄町5丁目69	088-632-4237	088-632-6447	県下一円
東部農林水産局(徳島)	林業振興担当	〒770-0855 徳島市新蔵町1-67	088-626-8586	088-626-8736	徳島市, 鳴門市, 小松島市, 松茂町, 北島町, 藍住町, 板野町, 上板町, 石井町, 神山町, 勝浦町, 上勝町, 佐那河内村
東部農林水産局(吉野川)	林務担当	〒779-3304 吉野川市川島町大字宮島 736-1	0883-26-3794	0883-26-3996	吉野川市, 阿波市
南部総合県民局(那賀)	林業振興担当	〒771-5503 那賀郡那賀町小浜143-2	0884-66-0311	0884-66-0755	阿南市, 那賀町
南部総合県民局(美波)	林務担当	〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁 財天17-1	0884-74-7482	0884-74-7379	牟岐町, 美波町, 海陽町
西部総合県民局(美馬)	林業振興担当	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字 八幡神社下南73	0883-53-2292	0883-53-2087	美馬市, つるぎ町
西部総合県民局(三好)	林業振興担当	〒778-0002 三好市池田町マチ2415	0883-76-0674	0883-76-0458	三好市, 東みよし町
林業振興課	協働の森づくり担 当	〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地	088-621-2458	088-621-2861	県下一円

関係機関問い合わせ一覧表

市町村一覧表

名称	担当部署	所在地	電話番号	ファクス番号	備考
徳島市	農林水産課	〒770-8571 徳島市幸町2-5	088-621-5111	088-654-2116	
鳴門市	農林水産課	〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜	088-684-1111		
小松島市	産業振興課	〒773-8501 小松島市横須町1-1	0885-32-2111	0885-33-3253	
阿南市	農林水産課	〒774-8501 阿南市富岡町トノ町12-3	0884-22-1598	0884-23-4944	
吉野川市	林業振興課	〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115-1	0883-22-2231	0883-22-2244	
阿波市	農政課	〒771-1792 阿波市阿波町東原173	0883-35-4111	0883-35-6080	
美馬市	林政課	〒777-8577 美馬市穴吹町穴吹字九反地	0883-52-1212	0883-53-9919	
三好市	農林振興課	〒778-8501 三好市池田町シンマチ1500-2	0883-72-7600	0883-72-7203	
勝浦町	産業建設課	〒771-4395 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3	0885-42-2511	0885-42-3028	
上勝町	産業課	〒771-4501 勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3-1	0885-46-0111	0885-46-0323	
佐那河内村	産業建設課	〒771-4195 名東郡佐那河内村下字中辺71-1	088-679-2111	088-679-2125	
石井町	産業経済課	〒779-3295 名西郡石井町高川原字高川原121-1	088-674-1111	088-675-1500	
神山町	産業観光課	〒771-3395 名西郡神山町神領字本野間100	088-676-1111	088-676-1100	
那賀町	林業振興課	〒771-5295 那賀郡那賀町延野字王子原31-1	0884-62-1175	0884-62-1115	
美波町	産業振興課	〒779-2395 海部郡美波町奥河内字本村18-1	0884-77-1111	0884-77-1666	
牟岐町	産業建設課	〒775-8570 海部郡牟岐町大字中村字本村7-4	0884-72-1111	0884-72-2716	
海陽町	産業観光課	〒775-0295 海部郡海陽町大里字上中須128	0884-73-1234	0884-73-3097	
松茂町	産業環境課	〒771-0295 板野郡松茂町広島字東裏30	088-699-2111	088-699-2141	
北島町	生活産業課	〒771-0285 板野郡北島町中村字上地23-1	088-698-9801	088-698-3642	
藍住町	建設産業課	〒771-1292 板野郡藍住町奥野字矢上前52-1	088-637-3111	088-637-3154	
板野町	産業課	〒779-0192 板野郡板野町吹田字町南22-2	088-672-5994		
上板町	産業建設課	〒771-1392 板野郡上板町七條字経塚42	088-694-3111	088-694-5903	
つるぎ町	農林課	〒779-4195 美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3	0883-62-3111	0883-62-4944	
東みよし町	産業課	〒779-4795 三好郡東みよし町加茂3360	0883-82-2100	0883-76-1010	

関係機関問い合わせ一覧表

森林組合一覧表

名 称	担当部署	所在地	電話番号	ファクス番号	備 考
徳島中央森林組合		〒771-3310 名西郡神山町神領字西上角39	088-676-0034	088-676-1208	
鳴門市森林組合		〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字東浜170	088-684-1154	088-685-0639	
板野郡森林組合		〒771-1508 阿波市土成町宮川内字広坪5-8	088-695-2009	088-695-2907	
阿波麻植森林組合		〒779-3303 吉野川市川島町桑村2439-1	0883-25-3947	0883-25-5504	
木頭森林組合		〒771-5516 那賀郡那賀町大字大戸字春森36	0884-66-0016	0884-66-0200	
阿南市森林組合		〒779-1620 阿南市福井町大西150	0884-34-3780	0884-34-3780	
日和佐森林組合		〒779-2305 海部郡美波町奥河内弁財天5-1	0884-77-0877	0884-77-0773	
海部森林組合		〒775-0205 海部郡海南町吉野字小松9-5	0884-73-3271	0884-73-1436	
美馬森林組合		〒779-3634 美馬市脇町字小星700-1	0883-52-3302	0883-52-5507	
三好東部森林組合		〒771-2302 三好市三野町大字加茂野宮156	0883-77-2014	0883-77-2216	
三好西部森林組合		〒779-5451 三好市山城町西字1216	0883-84-1310	0883-84-1315	
徳島県森林組合連合会		〒770-0939 徳島市かちどき橋1丁目41 林業センター内	088-622-8158	088-626-5411	

関係機関問い合わせ一覧表

認定事業体一覧表

名 称	事業体区分	所在地	電話番号	ファクス番号	備 考
株式会社山城もくもく	第3セクター	〒779-5303 三好市山城町下川1483	0883-86-2000		
株式会社ウッドピア	第3セクター	〒777-0303 美馬市木屋平字弓道298	0883-68-3518		
木頭開発株式会社	株式会社	〒771-6405 那賀郡那賀町木頭西字北野104-2	0884-68-2216		
株式会社アイエフ	第3セクター	〒771-5411 那賀郡那賀町横石字大板53-19	0884-62-3116		
親和木材株式会社	株式会社	〒771-6321 那賀郡那賀町平谷字下の内14-4	0884-67-0026		
亀井林業株式会社	株式会社	〒770-8055 徳島市山城町東浜傍示5-222	088-622-4301		
四国横井林業株式会社	株式会社	〒771-6403 那賀郡那賀町木頭和無田ヒガシイ17-2	0884-68-2121		
徳島県林材業協同組合	事業協同組合	〒774-0008 阿南市原ヶ崎町居屋敷71	0884-23-3365		

用語解説

【森林GIS】

地理情報システム（GIS, Geographic Information System）とは、コンピューター上に空中写真などの地図情報や森林資源情報を持たせ、作成・保存・利用・管理し、地理情報を閲覧できるように表示・検索機能を持ったシステム。

【林相（りんそう）】

森林を構成する樹種，例えばスギと広葉樹の別や林令，立木の密度などによって示される森林の全体像を言います。一般には，樹種や林令，立木の密度などで区別するが多い。

【立木（りゅうぼく）】

土地に生えているままの木。

【林分（りんぶん）】

森林の取り扱いの単位となる樹木の集団。樹木の種類やその大きさ・密度などがほぼ一定の集団（土地）のこと。

【路網（ろもう）】

一般に林道・作業道（伐採や搬出のために設けられた簡易な道）の総称

【森林施業計画（しんりんせぎょうけいかく）】

森林計画制度によって体系づけられた制度で，森林所有者などが森林の施業に関する 40 年以上の長期方針，5 年間の施業計画を自主的に立て，市町村長などの認定を受けたもの。

【伐期（ばつき）】

林業経営の目的からみた，植栽から伐採（主伐）までの年数。

【選木（せんぼく）】

間伐の際に，伐る木と残す木を選んで決めること。

【造材（ぞうざい）】

伐り倒した立木の枝を払い，用途に応じた長さに切って丸太にすること。

【択伐（たくばつ）】

単木，もしくは小面積で行う伐採。

【高性能林業機械（こうせいのもりんぎょうきかい）】

立木の伐採，造材，運搬などの作業を行う重機類のこと。日本では，1980 年代後半から導入されるようになった。

【素材生産業者（そざいせいさんぎょうしゃ）】

立木を伐採・搬出し，丸太（素材）の生産を行うことを業とする者。専業の大規模業者から 1 人親方的なものまでさまざま。

引用 ・ 参考文献

■ 本書編集で引用・参考にした文献等

- 「森と暮らすNO. 1 山林の資産管理術」, (全国林業改良普及協会編)
- 「林地・立木の評価一山の見方・買い方」, 小倉康彦・小倉康秀共著 (清文社)
- 「平成 21 年度山林素地及び山元立木価格調べ」, (財団法人日本不動産研究所)
- 「低コストで環境にやさしい作業道 (改訂版)」, (那賀・海部川 (那賀) 流域林業活性化センター)
- 「新聞伐システム作業マニュアル」, (徳島県)
- 「林業GPS徹底活用術」, (全国林業改良普及協会編)
- 林業入門 自伐林家のすすめ, (全国林業改良普及協会編)
- 「森づくりワークブック人工林編」, (全国林業改良普及協会編)
- 「ニューフォレスターズ・ガイド」, (全国林業改良普及協会編)
- 「ノウハウ図解山仕事の道具」, (全国林業改良普及協会編)
- 「林業機械・道具と安全衛生」, (全国林業改良普及協会編)
- 「プロが教える 森の技・山の作法」, (全国林業改良普及協会編)
- 「続 プロが教える 森の技・山の作法」, (全国林業改良普及協会編)
- 「林業技術ハンドブック」(林野庁監修, 社団法人全国林業改良普及協会)
- 「徳島すぎ活用読本」, (徳島県)
- 「林業の作業現場における安全衛生体制の整備マニュアル」, (林業・木材製造業労働災害防止協会 徳島県支部)
- 森林施業イラスト提供「徳島中央森林組合, 株式会社ジョイメイト」
- 社団法人全国林業改良普及協会ホームページ 森林所有者のための初級講座 (<http://www.ringyou.or.jp/learn/index.html>)
- 林業・木材製造業労働災害防止協会ホームページ (<http://www.rinsaibou.or.jp/>)

■ さらに詳しく知りたいときの資料

【徳島県ホームページ：徳島県立農林水産総合技術支援センター森林林業研究所：
資料：林業情報システム参照 <http://www.pref.tokushima.jp/tafftsc/shinrinken/material/>】

「造林の勘どころ」, 「苗木は大事に植え付けはていねいに」, 「獣害 (ニホンジカ) 対策マニュアル」, 「これからの育林技術」, 「間伐のすすめ」, 「枝打ちの勘どころ」, 「正しい枝打ちをするために (すぎ・ひのき)」, 「間伐材搬出の手引きー有利に木材を搬出するにはー」, 「採算間伐の手引き」, 「上手な採材と造材のしかた」, 「列状間伐の道標」, 「新聞伐システムの手引き」, 「新聞伐システム作業マニュアル」, 「スギ葉枯らし乾燥」, 「スギ葉枯し乾燥の手引きー付加価値向上のためにー」, 「長伐期施業のすすめ」, 「長伐期材を総合的に分析する」

保安林（保安施設地区）内立木伐採許可申請書

平成 年 月 日

〇〇総合県民局長
又は東部農林水産局長 殿

申請者
住 所
氏 名 { 法人又は公共団体にあつては、
名称及び代表者の氏名 } 印

次のとおり森林の立木を伐採したいので許可されたく、森林法第34条第1項（法第44条において準用する同法第34条第1項）の規定により申請します。

保安林（保安施設地区）の指定の目的

森林の所在場所					森林所有者		伐採の方法	伐採する立木の樹種及び年齢	伐採面積及び伐採立木材積 ha(m ³)	伐採の期間	森林施業計画の有無	備 考
市郡	町村	大字	字	地番	住所	氏名又は名称						

注意事項

- 1 申請書は、指定施業要件に定めるについて同一の単位とされている保安林等ごとに、伐採年度ごとに作成すること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 伐採の方法別欄には、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 4 伐採する立木の樹種及び年齢欄には、樹種別に行を分けて記載し、立木の年齢は、伐採する立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「〇～〇」のように記載すること。
- 5 伐採面積及び伐採立木材積欄には、皆伐による場合にあっては伐採立木材積の記載を要しない。
- 6 伐採面積は、実測又は見込みとし、小数第4位まで記載すること。
- 7 森林施業計画の有無欄には、伐採しようとする立木の存する森林が森林法第34条第10項のただし書に規定する森林施業計画等の対象とする森林であるときは、「有」と記載すること。
- 8 備考欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積
 - (2) 伐採跡地において行う植栽の時期
- 9 添付する図面の様式は、別記第1号様式に添付する図面の様式に準ずることとし、伐採する区域（皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地を含む。）を明示すること。

保安林（保安施設地区）内間伐届出書

平成 年 月 日

〇〇総合県民局長
又は東部農林水産局長 殿

届出者
住 所
氏 名 } [法人又は公共団体にあつて
は、名称及び代表者の氏名] 印

次のとおり森林の立木を間伐のため伐採したいので、森林法第34条の3第1項（法第44条において準用する同法第34条の3第1項）の規定により届け出ます。

保安林（保安施設地区）の指定の目的

森林の所在場所					伐採 樹種	伐採をし ようとする 立木の 年齢	間伐立 木材積	伐採箇所 の面積	間伐の 方法	伐採の 期間	森林施 業計画 の有無	備 考
市郡	町村	大字	字	地番								
							m ³	ha				

注意事項

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 伐採対象面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載すること。
- 3 間伐の方法欄には、単木又は列状等選木方法を記載すること。
- 4 森林施業計画の有無欄には、伐採しようとする立木の存する森林が森林法第34条の2第4項のただし書に規定する森林施業計画等の対象とする森林であるときは、「有」と記載すること。
- 5 添付する図面の様式は、別記第1号様式に添付する図面の様式に準ずることとし、伐採する区域を明示すること。

伐採及び伐採後の造林の届出書

年 月 日

市町村長 殿

住 所
届出人氏名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

森林の所在場所				伐採面積	伐採の方法			伐採樹種	伐採齢	伐採の期間	伐採後の造林の方法	伐採後の造林の期間	伐採後の造林樹種	伐採後の造林方法及樹別の造林面積	伐採後に植栽する樹別の植栽本数	伐採跡地の用途	備考
市町村	大字	字	地番		主間伐別	伐採種別	伐採率										
				ha			%							ha	本		
計																	

【注意事項】

- 伐採する森林の存する市町村ごとに提出すること。
- 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。
- 伐採種別欄には、主伐をしようとする場合に、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 伐採率欄は、立木材積による伐採率を記載すること。
- 伐採樹種欄には、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ及びその他の針葉樹並びにぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合には二段に分けて記載し、下段には伐採する立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「○～○」のように記載し、上段には最も多い立木の年齢を記載すること。
- 伐採後の造林の方法欄には、植栽、人工播種、ぼう芽更新及び天然下種更新の別に区分して記載することとし、複数の方法を用いる場合には複数の行に分けて記載すること。ただし、天然更新補助作業を行う場合は、（補助）と記載した上で、行う作業の種類を記載すること。
- 伐採後の造林樹種欄には、造林の方法別に記載するとともに、複数の樹種を植栽する場合には植栽する樹種ごとに複数の行に分けて当該樹種を記載すること。
- 伐採跡地の用途欄には、伐採後において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ、その供されることとなる用途を記載すること。
- 伐採の期間が1年を超えるときは、伐採に関する年次別計画を添付すること。
- 伐採及び伐採後の造林を行なう森林の所在場所を示した1/5,000の図面を添付すること。
- 伐採する森林の面積が1箇所当たり20haを超える皆伐を行う場合は、1/5,000の図面に保護樹林帯の設置箇所、搬出経路に及び作業路網の整備計画を記載すること。

森林林業技術研修受講希望調書

平成 年 月 日

徳島県立農林水産総合技術支援センター所長 殿
(森林林業研究所)

(ふりがな)	林業に従事する形態(○をつける)		
氏名	自営林業・林業事業体職員・その他		
生年月日	T・S・H . .	電話番号	- -
住所	〒 徳島県		
本籍地(都道府県のみ)			
林業自営以外の場合の勤務先			
事業体名		電話番号	- -
所在地	徳島県		

次の研修を受講したいので、徳島県森林林業技術研修実施要領の規定により申請します。

研修の種類	研修日数	希望に○	受講定員
林業架線作業主任者	14日間		10名程度
林内作業車集材作業	1日間		40名程度
機械集材装置運転(第1回)	2日間		25名程度
〃(第2回)	2日間		25名程度
車両系建設機械運転技能	6日間		50名程度
フォークリフト運転技能	6日間		20名程度
玉掛け技能	4日間		30名程度
小型移動式クレーン運転技能	3日間		40名程度
はい作業主任者技能	2日間		30名程度

- ・申請者の住所を所轄する総合県民局農林水産部林業振興担当へ提出してください。
- ・受講定員を超過した場合は受講できない場合があります。
- ・申請者の都合で受講できなくなった場合は、必ず事前に連絡してください。
- ・各研修とも毎年度4月1日から先着順で受け付け、受講者の調整を行い研修開始約1ヶ月前に正式申込書類をお送りいたします。

ふるさとの森林管理マニュアル

平成 23 年 1 月発行

編集者 徳島県林業普及指導員（森林経営）担当者

発行 徳島県立農林水産総合技術支援センター森林林業研究所
高度専門技術支援担当

TEL 088-632-4237 FAX 088-632-6447

HP アドレス <http://www.green.pref.tokushima.jp/shinrin/index.htm>

印刷 星印刷株式会社

〒770-0936 徳島市中央通り 2 丁目 19 番地

TEL 088-652-7508 FAX 088-623-9698

【再生産型林業経営誘導技術体系化事業】



ふるさとの森林管理マニュアル【入門編】